



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

1155	有害図書等の指定	(青少年・男女共同参画課).....	1
1156	指定障害福祉サービス事業者の指定	(障害福祉課).....	1
1157	大規模小売店舗の変更の届出	(商工振興課).....	2
1158	木材業者等の登録	(林業振興課).....	3
1159	保安林の指定の解除	(森林整備課).....	3
1160	公共測量の実施	(技術調査課).....	3
1161	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除	(砂防課).....	4
1162	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(").....	4

○ 人事委員会告示

13	令和5年度和歌山県職員採用I種試験(技術職追加募集)の実施	4
----	-------------------------------	-------	---

○ 公安委員会告示

39	警備業法の一部を改正する法律附則第5条の規定による審査の実施	7
----	--------------------------------	-------	---

告 示

和歌山県告示第1155号

和歌山県青少年健全育成条例(昭和53年和歌山県条例第36号)第13条第1項の規定により、有害図書等として、次のものを令和5年9月19日指定した。

令和5年10月6日

和歌山県知事 岸 本 周 平

種 別	図 書 等 名	コード番号	発 行 所 名
雑 誌	週刊アサヒ芸能 9.14特大号	20012-9/14	徳間書店
雑 誌	実話BUNKAタブー 10月号	05375-10	コアマガジン
雑 誌	週刊実話ザ・タブー 10月7日号	20327-10/7	日本ジャーナル出版
雑 誌	アサ芸Secret! Vol.83	20018-9/1	徳間書店
雑 誌	特ダネTAB00!46 美女の残暑お見舞い号	ISBN978-4-89212-707-6	インテルフィン
雑 誌	芸能お宝最新特報BUZ0000N!!! Vol.13	ISBN978-4-89212-705-2	インテルフィン
コミック	女刑事Q	59003-44	ぶんか社

指定理由

著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性若しくは残忍性を助長し、又は犯罪若しくは自殺を誘発し、若しくは著しくこれを助長する等青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

和歌山県告示第1156号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和5年10月6日

和歌山県知事 岸 本 周 平

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指 定年月日
3012000398	ネオグループ御坊	御坊市湯川町小松原380番10号	居宅介護 重度訪問介護	特定なし	ネオグループ株式会社	大阪府大阪市西区北堀江一丁目9番4号	令和5.10.1

和歌山県告示第1157号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項及び第2項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「（1）氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（2）連絡先の電話番号（3）大規模小売店舗の名称（4）この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺的生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

令和5年10月6日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパーエバグリーン福島店
和歌山県和歌山市福島89番1外

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社NTT西日本アセット・プランニング 代表取締役 盛山弘一
大阪府大阪市都島区東野田町四丁目15番82号

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社NTT西日本アセット・プランニング 代表取締役 永見信之
大阪府大阪市中央区今橋二丁目5番8号

(変更後) 株式会社NTT西日本アセット・プランニング 代表取締役 盛山弘一
大阪府大阪市都島区東野田町四丁目15番82号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) エバグリーン廣甚株式会社 代表取締役 廣岡聖司
和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅1590番地

(変更後) エバグリーン廣甚株式会社 代表取締役 米原まき
和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅1590番地

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 開店時刻 午前9時
閉店時刻 午前0時

(変更後) 開店時刻 午前7時

閉店時刻 午前0時

- (4) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 (変更前) 午前8時30分から午前0時30分まで
 (変更後) 午前6時30分から午前0時30分まで

4 変更年月日

- (1) 代表者 令和4年6月15日
 住所 令和4年8月29日
 (2) 令和3年2月21日
 (3) 及び(4) 令和5年9月16日

5 変更理由

- (1) 代表者の変更及び本社移転のため
 (2) 届出上の代表者の変更のため
 (3) 及び(4) 来客の利便性向上のため

6 届出年月日

令和5年9月15日

7 届出の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）
 和歌山市産業交流局産業部商工振興課（和歌山市七番丁23番地）

8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 令和5年10月6日から令和6年2月6日まで
 時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第1158号

和歌山県木材業者等の登録に関する条例（昭和45年和歌山県条例第14号）第5条第3項の規定により、木材業、製材業及びチップ業の登録業者を次のとおり告示する。

令和5年10月6日

和歌山県知事 岸 本 周 平

木材登録番号	製材登録番号	チップ登録番号	登録年月日	住所又は主たる事務所の所在地	氏名又は名称及び代表者の氏名	業務の態様	営業所又は工場の所在地
7017			令和5.8.23	和歌山県東牟婁郡古座川町平井559番地	国立大学法人北海道大学北方生物圏フィールド科学センター森林圏ステーション南管理部和歌山研究林 林長 岸田治	木材	和歌山県東牟婁郡古座川町平井559番地

和歌山県告示第1159号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和5年10月6日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 解除に係る保安林の所在場所 東牟婁郡那智勝浦町大字高津気字鍛冶ケ野897の13、字大谷1186の12、1186の13、1189の16、1189の19
- 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 解除の理由 指定理由の消滅

和歌山県告示第1160号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき和歌山県知事から公共測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

令和5年10月6日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 作業の種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間 令和5年9月30日から同年12月13日まで
- 3 作業地域 和歌山県田辺市上芳養地内

和歌山県告示第1161号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第6項及び第9条第9項の規定により、令和2年6月30日付け和歌山県告示第910号及び令和2年7月14日付け和歌山県告示第979号で指定した次の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。

令和5年10月6日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- 2 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称
慶賀野1（I-3011）、上田3（I-3072）
- 3 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図書のとおり

（「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び伊都振興局建設部並びに橋本市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1162号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和5年10月6日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- 2 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称
慶賀野1（I-3011）、上田3（I-3072）
- 3 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図書のとおり

4 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）で定める事項

次の図書のとおり

（「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び伊都振興局建設部並びに橋本市役所に備え置いて縦覧に供する。）

人事委員会告示

和歌山県人事委員会告示第13号

令和5年度和歌山県職員採用I種試験（技術職追加募集）を次の要綱により実施する。

令和5年10月6日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

令和5年度和歌山県職員採用I種試験（技術職追加募集）要綱

1 試験区分、採用予定人員及び主な職務内容

試験区分	採用予定人員	主な職務内容
総合土木職	10人程度	知事部局等における道路、河川及び土地改良事業等に関する施工監理等の業務
電気職	1人程度	知事部局等における電気設備等の施工及び保守管理等の業務
林学職	4人程度	知事部局等における森林及び林業に関する指導、普及及び試験研究並びに森林土木事業に関する施工監理等の業務

2 受験資格

(1) 次のアからウまでのいずれかの要件を満たす人

ア 昭和63年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた人

イ 平成14年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）を卒業した人又は令和6年3月末日までに卒業見込みの人

ウ 人事委員会がイに該当する人と同等の資格があると認める人

(2) 次のいずれかに該当する人は、受験できない。

ア 日本国籍を有しない人

イ 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれかに該当する人

3 試験日、試験地及び合格発表

	試験日	試験地	合格発表
第1次試験	令和5年11月26日（日） 午前9時30分	和歌山市	令和5年12月15日（金）に和歌山県ホームページに掲載する。
第2次試験	令和6年1月10日（水）	和歌山市	令和6年1月19日（金）に和歌山県ホームページに掲載するとともに、合格者に通知する。

（注）試験日時及び合格発表日は変更する場合がある。

4 試験の方法及び内容

	種目	配点	内容	試験時間
第1次試験	基礎能力試験 （択一式） ※1	400点	公務員として必要な一般的知識及び能力についての筆記試験 出題数120題を全問必須解答とする。 〈出題分野〉 文章読解能力、数的能力、論理的思考能力、一般知識・時事、基礎英語	1時間
	専門試験	600点	試験区分に応じた専門的知識及び能力についての筆記試験 〈総合土木職〉 40題を全問必須解答とする。（択一式） 〈電気職〉 30題を全問必須解答とする。（択一式） 〈林学職〉 6題を全問必須解答とする。（記述式）	2時間（林学職のみ1時間30分）
	論文試験	200点 ※2	一定のテーマによる識見、表現力、判断力等についての記述試験（1,200字程度）	1時間30分
	適性検査		通常の職務遂行に必要な適性についての検査。 なお、検査結果は、面接試験の参考資料とする。	
第2次試験	面接試験	1,400点	人物、能力、性格等についての個別面接	

※1 基礎能力試験は、SCOA総合適性検査を実施する。

※2 論文試験の採点は、第2次試験で行う。

(1) 試験内容等

ア 試験の内容は、大学卒業程度とする。

イ 第1次試験の合格者は、各試験種目（論文試験を除く。）の総合得点順に決定し、最終合格者は、第1次試験及び第2次試験（論文試験を含む。）を合わせた総合得点順に決定する。ただし、各試験種目には合格基準があり、一つでも基準に達しないものがある場合は、総合得点が高くても不合格となる。

ウ 専門試験の出題分野は、おおむね次のとおりである。

試験区分	科目	出題分野
総合土木職		数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、土木計画（都市計画を含む。）、材料・施工、農業水利・土地改良、農業土木構造物
電気職		数学・物理、電磁気学・電気回路、電気計測・制御、電気機器・電力工学、電子工学、情報・通信工学
林学職		森林経営学、森林科学、測量、林産物利用等

5 受験手続及び受付期間

(1) 申込方法

インターネットにより、和歌山県人事委員会事務局ホームページの「職員採用情報」欄の「採用試験申込」から、「令和5年度和歌山県職員採用Ⅰ種試験、資格免許職職員採用試験（追加募集）」を選択し、画面上の指示に従って申し込むものとする。

なお、インターネットによる申込みができない場合は、必ず令和5年10月20日（金）までに和歌山県人事委員会事務局に問い合わせること。

(2) 受付期間

令和5年10月6日（金）午前10時から同月31日（火）午後4時までに受信したものを受け付ける。ただし、電子申請サービスの管理運営上の都合により変更する場合がある。

(3) 受験票の発行

申込みが到達した場合は、「申請受付のお知らせ」のメールを自動送信する。その後、申込みを受理した場合は、「審査完了のお知らせ」のメールを送信する。受験票は、受付期間終了後に電子申請サービス内で発行する。受験票を発行した場合は、「通知書発行のお知らせ」のメールを送信するので、メールに記載する指示に従い受験票ファイルをダウンロードし、A4サイズの紙面に印刷すること。「申請受付のお知らせ」のメールが届かないときは、申込みが到達していない可能性があるため、速やかに和歌山県人事委員会事務局に問い合わせること。

試験当日は、受験票を必ず持参すること。

6 合格から採用まで

(1) この試験の最終合格者は、それぞれの試験区分ごとに作成する和歌山県人事委員会の採用候補者名簿に登載され、各任命権者からの請求により人事委員会が提示し、その中から採用者が決定される。この試験の最終合格者は、原則として令和6年4月1日に採用される。

(2) 採用時の給料等の月額は、201,285円（令和5年4月1日現在において大学卒業程度の学歴を有する者であって、和歌山市を勤務地とする場合の額（地域手当を含む。））で、民間企業等の職歴、大学卒業を超える学歴その他の経歴に応じて当該額より多い額となる。

このほか、職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第51号）等の定めに従い、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給される。

7 車椅子・ルーペの使用、拡大文字等による受験

車椅子・ルーペの使用、拡大文字等による受験を希望する場合は、申込時に和歌山県人事委員会事務

局に申し出ること。

8 試験結果の情報提供

この試験の結果について、「和歌山県電子申請サービス」により、以下のとおり情報提供を受けることができる。

情報提供の手続は、5(3)の受験票の発行手続と同様に、「通知書発行のお知らせ」のメールに記載する方法で試験結果情報提供ファイルを表示するものとする。

試験の種類	情報提供の対象者	内容	期間
第1次試験	第1次試験不合格者	試験種目別の得点、合格基準に達していない試験種目並びに第1次試験の総合得点及び総合順位	合格発表の日の翌日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午後3時から1か月間
第2次試験	第2次試験受験者	試験種目別の得点、合格基準に達していない試験種目、第1次試験の総合得点及び総合順位並びに第1次試験及び第2次試験を合わせた総合得点及び総合順位	

9 その他

この試験についての問合せ先は、次のとおりとする。

和歌山県人事委員会事務局

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-3763

ファクシミリ番号 073-433-4085

公安委員会告示

和歌山県公安委員会告示第39号

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第5条の規定による審査（以下「審査」という。）を次のとおり実施する。

令和5年10月6日

和歌山県公安委員会委員長 竹 田 純 久

1 審査の種別及び級

- (1) 空港保安警備業務1級及び2級
- (2) 施設警備業務1級及び2級
- (3) 交通誘導警備業務1級及び2級
- (4) 核燃料物質等危険物運搬警備業務1級及び2級
- (5) 貴重品運搬警備業務1級及び2級

2 審査日時

令和5年12月7日（木）午前10時から午後5時まで

3 審査場所

和歌山市小松原通一丁目1番地1

和歌山県警察本部 会議室9

4 定員

合計5名

5 審査対象者

審査の対象者は、次のいずれかに該当し、かつ、6に掲げる要件のいずれかを満たす者とする（警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）附則第7条

第2項の規定により学科試験及び実技試験の全部を免除される者を除く。）。

- (1) 和歌山県内に住所を有する者
 - (2) 所属する営業所が和歌山県内にある者
 - (3) 和歌山県公安委員会から、検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第8条の合格証（以下「旧合格証」という。）の交付を受けている者
- 6 審査の種別及び級に応じた要件
- (1) 空港保安警備業務1級
旧検定規則の規定による検定（以下「旧検定」という。）の空港保安警備1級に合格していること。
 - (2) 空港保安警備業務2級
旧検定の空港保安警備1級又は2級に合格していること。
 - (3) 施設警備業務1級
旧検定の常駐警備1級に合格していること。
 - (4) 施設警備業務2級
旧検定の常駐警備1級又は2級に合格していること。
 - (5) 交通誘導警備業務1級
旧検定の交通誘導警備1級に合格していること。
 - (6) 交通誘導警備業務2級
旧検定の交通誘導警備1級又は2級に合格していること。
 - (7) 核燃料物質等危険物運搬警備業務1級
旧検定の核燃料物質等運搬警備1級に合格していること。
 - (8) 核燃料物質等危険物運搬警備業務2級
旧検定の核燃料物質等運搬警備1級又は2級に合格していること。
 - (9) 貴重品運搬警備業務1級
旧検定の貴重品運搬警備1級に合格していること。
 - (10) 貴重品運搬警備業務2級
旧検定の貴重品運搬警備1級又は2級に合格していること。
- 7 審査の方法
- 学科試験及び実技試験とする。
- なお、学科試験は実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては実技試験を行わない。
- 8 申請期間
- 令和5年11月7日（火）から同月9日（木）までの3日間の各日とも午前9時から午後5時までの間
- 9 審査申請書等の提出に関する手続
- (1) に掲げる審査申請書等を(2)に掲げる提出先へ提出すること（郵送による申請は受け付けない。）。)
- (1) 審査申請書類等
 - ア 審査申請書
 - イ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 1枚
 - ウ 旧合格証の写し
 - エ 手数料 4,700円（和歌山県証紙により納付すること。）
 - オ その他
 - (ア) 和歌山県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面（住民票の写し、運転免許証の写し等住所地が明らかとなる書面をいう。） 1通

- (イ) 和歌山県内に住所を有しない警備員で、所属する営業所が和歌山県内にあるものにあつては、当該営業所に所属することを疎明する書面（営業所所属証明書） 1通
- (ウ) 和歌山県内に住所を有し、かつ、所属する営業所が和歌山県内にある警備員にあつては、
 - (ア) 又は (イ) のいずれかの書面 1通
- (エ) 和歌山県公安委員会から旧合格証の交付を受けている者にあつては、(ア) 及び (イ) の書面は要しない。

(2) 提出先

- ア 和歌山県内に住所を有する者にあつては、住所地を管轄する警察署（有田湯浅警察署有田分庁舎及び新宮警察署串本分庁舎を含む。以下同じ。）
- イ 和歌山県内に住所を有しない警備員で、所属する営業所が和歌山県内にあるものにあつては、当該営業所の所在地を管轄する警察署
- ウ 和歌山県内に住所を有し、かつ、所属する営業所が和歌山県内にある者にあつては、住所地を管轄する警察署又は当該営業所の所在地を管轄する警察署
- エ 和歌山県公安委員会から旧合格証の交付を受けている者にあつては、和歌山県内のいずれかの警察署

10 その他

- (1) 審査当日は、旧合格証を必ず持参することとし、旧合格証を持参しない者は、審査を受けることができない。
- (2) 審査当日は、実技試験を受けやすい服装とすること。
- (3) 審査に合格した者には、審査申請書等を提出した警察署を通じて成績証明書を交付する。

11 問合せ先

和歌山県警察本部生活安全部生活安全企画課許可等事務審査室銃砲・営業等企画係
電話番号 073-423-0110（内線3046、3047）